

# 熊本県公報

第 1 1 4 9 7 号  
平成 18 年 12 月 25 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出.....	(商工政策課) 1
○開発行為工事完了.....	(建築課) 2
○".....	( " ) 2
○換地計画の決定及び公告・縦覧.....	(農村整備課) 2
○".....	( " ) 2
○".....	( " ) 3
○換地計画の適否決定.....	( " ) 3
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価審査会の会議の開催.....	(環境影響評価審査会) 3

## 公 告

### 熊本県公告第 935 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ宇城店  
宇城市小川町住吉 261-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社ナフコ  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社ナフコ  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 19 年 7 月 30 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,958 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
260 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
30 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
157 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
28 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 7 時から午後 3 時まで
- 7 届出年月日

- 平成 18 年 11 月 29 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課  
平成 18 年 12 月 25 日から平成 19 年 4 月 25 日まで

---

**熊本県公告第 936 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池永字土山 2759 番 3 及び同 2760 番 1  
499.99 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町大字小池 3152 番地  
中川 浩志

---

**熊本県公告第 937 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池永字秋永 1251 番 1  
509.39 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市二本木五丁目 1 番 15-803  
福田 昭博

---

**熊本県公告第 938 号**

県営宇城東部地区（永富工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 26 日から  
平成 19 年 1 月 29 日まで
- 2 縦覧の場所 美里町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 換地設計書  
(2) 各筆換地明細書  
(3) 清算金明細書  
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

---

**熊本県公告第 939 号**

県営宇城東部地区（坂貫工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 26 日から  
平成 19 年 1 月 29 日まで
  - 2 縦覧の場所 美里町役場
  - 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 換地設計書  
(2) 各筆換地明細書  
(3) 清算金明細書  
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書
-

**熊本県公告第 940 号**

県営大口地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 26 日から  
平成 19 年 1 月 29 日まで
- 2 縦覧の場所 宇城市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 941 号**

山鹿市長中嶋憲正から認可の申請があった東原地区の換地計画については、平成 18 年 12 月 18 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。  
関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 26 日から  
平成 19 年 1 月 29 日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市鹿北総合支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**登載依頼****熊本県環境影響評価審査会公告第 4 号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成 18 年 12 月 25 日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時  
平成 18 年 12 月 25 日（月）  
午後 2 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ 2 階「ひばり」
- 3 審議内容
  - (1) 「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書について
  - (2) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班  
電話 096-383-1111

